

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）	1
○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）	3
○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）	4

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（事業の認定）

第一百七十七条 電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は当該電気通信事業を営もうとする者は、次節の規定の適用を受けようとする場合には、申請により、その電気通信事業の全部又は一部について、総務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 申請に係る電気通信事業の業務区域

三 申請に係る電気通信事業の用に供する電気通信設備の概要

3 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（公用水面の使用）

第四十条 認定電気通信事業者は、公共の用に供する水面（以下「水面」という。）に認定電気通信事業の用に供する水底線路（以下「水底線路」という。）を敷設しようとするときは、あらかじめ、次の事項を総務大臣及び関係都道府県知事（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う漁場たる水面については、農林水産大臣を含む。次項において同じ。）に届け出なければならない。

一 水底線路の位置及び次条第一項の申請をしようとする区域

二 工事の開始及び完了の時期

三 工事の概要

2 関係都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、漁業権（漁業法による漁業権をいう。以下同じ。）に関する利害関係人若しくは同項第一号の区域において次条第四項の政令で定める漁業を現に適法に行つている者の意見により、又は漁業に対する影響を勘案して、前項の届出に係る事項を変更する必要があると認めるときは、他の関係都道府県知事がある場合にあつては必要な協議を行った上、届出があつた日から三十日以内に、その旨を総務大臣及び当該認定電気通信事業者に通知することができる。

3 漁業法第十一条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「電気通信事業法第四十条第一項の規定による届出を受けた関係都道府県知事」と読み替えるものとする。

4 認定電気通信事業者は、第二項の規定による通知を受けた場合には、当該事項を変更しなければならない。ただし、当該事項の変更

がその業務の遂行上著しい支障がある場合において、その変更を要しない旨の総務大臣の認可を受けたときは、その事項については、この限りでない。

(水底線路の保護)

第四百十一条 総務大臣は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、前条に定める敷設の手續を経た水底線路を保護するため必要があるときは、その水底線路から千メートル（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）については、五十メートル）以内の区域を保護区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、告示によつて行う。

3 認定電気通信事業者は、第一項の規定による保護区域の指定があつたときは、総務省令で定めるところにより、これを示す陸標を設置し、かつ、その陸標の位置を公告しなければならない。

4 何人も、第一項の保護区域内において、船舶をびよう泊させ、底びき網を用いる漁業その他の政令で定める漁業を行い、若しくは土砂を掘採し、又は前項の陸標に舟若しくはいかだをつないでなければならない。ただし、河川管理者が河川工事を行う場合、海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第二条第三項に規定する海岸管理者（以下この条において「海岸管理者」という。）が同法第二条第一項に規定する海岸保全施設（以下この項において「海岸保全施設」という。）に関する工事を施行する場合又は同法第六条第一項の規定により主務大臣が海岸保全施設に関する工事を施行する場合においてやむを得ない事情があるとき、その他政令で定める場合は、この限りでない。

5 都道府県知事（漁業法第三百三十六条の規定により農林水産大臣が自ら都道府県知事の権限を行う場合は、農林水産大臣。第七項において同じ。）は、認定電気通信事業者の申請があつた場合において、水底線路を保護する必要があるときは、第一項の保護区域内の水面に設定されている漁業権を取り消し、変更し、又はその行使の停止を命ずることができる。

6 漁業法第十一条第六項の規定は、前項の規定による漁業権の取消し若しくは変更又はその行使の停止について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「電気通信事業法第四百十一条第五項の規定による申請を受けた都道府県知事」と読み替えるものとする。

7 都道府県知事は、第一項の保護区域内の水面における漁業権の設定については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

8 海岸管理者は、第一項の保護区域の水面における施設若しくは工作物の設置又は行為の許可については、水底線路の保護に必要な配慮をしなければならない。

○電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）（抄）

（保護区域内の禁止漁業等）

第九条 法第四百四十一条第四項の政令で定める漁業は、次に掲げる漁業とする。ただし、第一号から第四号までに掲げる漁業にあつては、動力船により漁具をえい航するものに限る。

- 一 底びき網漁業
- 二 空釣り漁業
- 三 鉤引漁業
- 四 搔剥漁業
- 五 まで突き漁業

2 法第四百四十一条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合（これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。）において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業を行う者が当該事業に係る工事を施行する場
- 二 国、漁港の所在地の地方公共団体若しくは漁港を地区内に有する水産業協同組合が漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業を施行する場合、同法第三十四条第一項の規定による漁港管理規程に基づく行為を行う場合又は同法第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者若しくは同法第三十九条第四項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合
- 三 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項から第三項まで、第十三条第一項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者又は同法第十条第二項若しくは第十三条第二項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合
- 四 海上保安庁が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第一条第二項に規定する航路標識を設置し、管理し、若しくはその廃止、位置の変更その他その現状の変更を行う場合又は同法第二条ただし書若しくは第五条第一項の規定による許可若しくは同法第三条第二項若しくは第四条第一項の規定による命令を受けた者が当該許可若しくは命令に基づく行為を行う場合
- 五 海上保安庁が水路業務法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する水路測量若しくは同法第三条に規定する海象観測を実施する場合又は同法第六条の許可を受けた者が当該許可に基づく行為を行う場合
- 六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣

が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の四第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項、第五十五条の三の四第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

七 国土交通大臣が飛行場、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設若しくは同法第九十六条第一項の規定による指示を与えるための管制施設を設置し、若しくはその施設に変更を加える場合又は同法第三十八条第一項若しくは第四十三条第一項の規定による許可を受けた者が当該許可に基づく行為を行う場合

八 道路法第二条第一項に規定する道路の管理者が道路の管理を行う場合又は同法第二十一条、第二十二条第一項、第二十四条若しくは第七十一条第一項若しくは第二項の規定による命令その他の処分を受けた者が当該命令等に基づく行為を行う場合

九 河川法第二十四条から第二十七条まで又は第七十五条の規定による許可その他の処分を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十五項に規定する都市計画事業の施行者が当該事業に係る工事を施行する場合

○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）（抄）

（この法律の目的及び用語の定義）

第一条 この法律は、航路標識を整備し、その合理的かつ能率的な運営を図ることによつて船舶交通の安全を確保し、あわせて船舶の運航能率の増進を図ることを目的とする。

2 この法律において「航路標識」とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により港、湾、海峡その他の日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための灯台、灯標、立標、浮標、霧信号所、無線方位信号所その他の国土交通省令で定める施設をいう。

第三条 海上保安庁以外の者が航路標識（第十三条第一項に規定するものを除く。）を設置しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を海上保安庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

四 航路標識の管理の方法

五 その他国土交通省令で定める事項

(変更の許可等)

第五条 第三条第一項の許可を受けた者は、同条第二項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第三条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたとき、又は同条第二項第一号に掲げる事項その他国土交通省令で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

(供用の休廃止等の届出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る航路標識の供用を休止し、若しくは廃止し、又は供用を休止した当該航路標識の供用を再開しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、海上保安庁長官にその旨を届け出なければならない。

(海上保安庁以外の者の行う航路標識の設置の届出)

第十三条 海上保安庁以外の者が灯光、音響又は電波以外の手段により日本国の沿岸水域を航行する船舶の指標とするための航路標識を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を海上保安庁長官に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航路標識の種類

三 航路標識の位置、構造及び設備

四 航路標識の管理の方法

五 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項第三号又は第四号に掲げる事項の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その位置、構造及び設備が航路標識としての機能を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を維持しなければならない。

- 4 第一項の規定による届出をした者は、その管理の方法が航路標識としての機能に支障が生じないようにするために必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するように当該届出に係る航路標識を管理しなければならない。
- 5 海上保安庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による届出をした者に対し、期限を定めて当該航路標識につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該航路標識の供用の停止を命ずることができる。
 - 一 第一項の規定による届出をした者が前二項の規定に違反していると認めるとき。
 - 二 第一項の規定による届出をした者が第十項において準用する第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 前項に規定する場合のほか、船舶交通の安全を図るため必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る航路標識の改善、移転、撤去その他必要な措置をすべきことを命ずることができる。
- 7 船舶交通の安全を図るために特に必要があると認めるときは、海上保安庁長官は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の規定による届出に係る航路標識を直接に管理し、又は収用することができる。
- 8 第一項の規定により設置された航路標識の譲渡又は同項の規定による届出をした者について相続、合併若しくは分割（当該航路標識を承継させるものに限る。）があつたときは、当該航路標識を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定められた当該届出をした者の地位を承継すべき一人の相続人）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該航路標識を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならぬ。
- 10 第五条第三項、第六条及び第七条の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第五条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第十三条第二項ただし書」と、「同条第二項第一号」とあるのは「同条第一項第一号」と読み替えるものとする。